

複数専門職 による

(相談時間は1件30分まで
事前に電話での予約が必要です。)

くらし・事業なんでも 相談会



あなたの悩みをどの様に解決すべきか
複数の専門家が応じます！

弁理士

中小企業診断士

弁護士

社会保険労務士

行政書士

不動産鑑定士

悩み相談

公認会計士

税理士

土地家屋調査士

司法書士

「無料」で
相談に応じます。
電話予約制
62組限定

予約電話番号
080-7599-3932
受付は11月19日から
12月6日まで
平日10:00～16:00

ショートメッセージ(SMS)
での予約はできません。
お電話にて予約ください。

開催日時

2024年12月7日(土)
10時～16時

福岡会場

福岡県弁護士会館
2階大ホール
福岡市中央区六本松4丁目2番5号



- ・相談の前にご記入いただく書面がありますので、予約時間の10分前を目安にご来場ください。
なお、本チラシの裏面にご記入のうえお持ちいただくと、会場でのご記入は不要になります。
- ・令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の判断が基本となりました。
会場でのマスク着用は、相談者様ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。
相談員及び会場スタッフのマスク着用についても個人の判断とさせていただきますのでご了承ください。
- ・感染症拡大の状況により中止となる場合もございます事をご了承ください。
開催状況は当団体のホームページ <http://www.sendanren.jp/>にてご確認いただけます。

次回開催予定

2025年6月7日(土)

相談内容

不動産全般、境界問題、金融・金銭トラブル、賃貸借トラブル、相続・遺言・贈与、税金、家庭問題、男女問題、年金・社会保険、高齢者・障がい者各種相談、交通事故、契約、労働問題、特許・商標・著作権、相隣関係、会社・法人全般、各種許認可申請、事業承継、経営・会計、国籍・在留資格、セクハラ、パワハラ、DV、その他行政手続き、各種登記手続、法律一般なんでもお尋ねください。

主催／福岡専門職団体連絡協議会(福岡さむらいネットワーク)

構成団体／福岡県中小企業診断士協会、福岡県弁護士会、日本公認会計士協会北部九州会
九州北部税理士会、福岡県司法書士会、福岡県土地家屋調査士会、福岡県不動産鑑定士協会
福岡県行政書士会、福岡県社会保険労務士会、日本弁理士会九州会

共催／福岡市
後援／福岡県

専団連

検索

<http://www.sendanren.jp/>

お問い合わせ先 ☎080-7599-3932 (福岡県弁護士会)

※会場の「福岡県弁護士会館」にはお電話されませんようお願いいたします



ブース番号

相 談 カ ー ド

受付番号

相 談 者 の 事 を 教 え て く だ さ い 。

＜該当項目に○印をしてください＞

- 性別 男 女
 ○年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 90代
 ○住所 東区 博多区 中央区 南区 西区 早良区 城南区 春日市 太宰府市 大野城市
 筑紫野市 宗像市 福津市 古賀市 糸島市 那珂川市 志免町 篠栗町 久山町
 粕屋町 新宮町 宇美町 須恵町 筑前町 その他 ()
 ○職業 会社員 公務員 会社役員 自営業 学生 主婦 無職 その他

＜該当項目に○印をしてください＞

- 相 談 内 容
 1. 不動産 2. 金融・金銭トラブル 3. 相続・贈与 4. 税金 5. 親族問題
 6. 年金・社会保険 7. 離婚・男女問題 8. 福祉・医療 9. 交通事故
 10. 経営 11. 契約 12. 労働問題 13. 相隣関係 14. 特許・商標 15. その他

相談内容及び相談員のご希望(ご希望に沿えない場合もあります)を具体的にお書きください。
 現在どのような状況ですか？

どのような点に悩まれていますか？

どのようなことを望まれていますか？(相談員のご希望はございますか?)

＜本日の相談をどこでお知りになりましたか？＞

1. 市政だより 2. 新聞(西日本・読売・朝日・毎日・産経) 3. テレビ 4. ラジオ
 5. 市役所、役場等紹介 6. 専門職団体の紹介 7. 専門職 8. ポスター 9. ホームページ
 10. チラシ 11. 地下鉄掲示板 12. 西鉄バス掲示板 13. その他 ()

- ① このチラシに相談内容を記入のうえお持ちいただくことも可能です。
 また、相談内容に関する資料をお持ちいただくと、スムーズに対応できます。
 ② 相談カードは返却できません。あらかじめご了承ください。
 ③ 「受付番号」でお呼びしますので、番号を呼ばれましたら係の指示に従ってください。
 ④ 相談時間は、**30分を目安**としていますので、ご協力ください。

※ 令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の判断が基本となりました。
 会場でのマスク着用は、相談者様ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。
 相談員及び会場スタッフのマスク着用についても個人の判断とさせていただきますので
 ご了承ください。
 なお、感染症拡大の状況により中止となる場合もございます事をご了承ください。